

生駒市 生駒市アマチュア無線非常通信協力会
大規模災害時における情報収集等の
協力に関する協定 締結式



生駒市アマチュア無線非常通信協力会
杉江 久男

小紫 雅史

生駒市アマチュア無線非常通信協力会
一利

大規模災害時における情報収集等の協力に関する協定書

奈良県生駒市

生駒市アマチュア無線非常通信協力会

大規模災害時における情報収集等の協力に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と生駒市アマチュア無線非常通信協力会（以下「乙」という。）とは、生駒市域において甲が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）に基づき実施する災害（法第 2 条第 1 号に規定する災害を言う。以下同じ。）発生時における情報の収集及び伝達（以下「情報の収集・伝達」という。）の協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、生駒市域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定めるものとする。

（業務遂行の基本）

第 2 条 本協定によるアマチュア無線局の業務の遂行は、法第 5 条の 3 及び電波法第 5 2 条第 4 号の規定により実施するものであり、かつボランティア精神に基づき行うものとする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時において、公衆通信網その他通常の方法手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、情報の収集・伝達上の必要があると認めたときは、乙に対し情報の収集・伝達について必要な協力を要請することができる。

2 乙は、生駒市域に震度 5 強以上の地震が発生した場合または甲の要請を受けた場合、災害対策本部へ要員（以下「派遣局員」という。）を派遣する。

（情報の収集・伝達の実施）

第 4 条 本協定による情報の収集・伝達は、乙の会員（以下「会員」という。）が行うものとする。

2 乙は甲の要請を受け会員から収集した情報を、派遣局員を通じて甲に提供する。

3 甲は乙の派遣局員に要請して必要な情報を発信することができる。この際、乙は甲からの情報を会員を通じて必要な対象に伝達する。

（臨時局の設置）

第 5 条 乙は甲の要請により情報の収集・伝達について協力を実施しようとするときは、生駒市災害対策本部内にアマチュア無線局（以下「派遣局」という。）を臨時開設し、通信を行うものとする。

2 乙は派遣局開設に必要な資機材及び非常電源を、自ら準備し搬入・設置する。

3 甲は仮設アンテナを乙に供用する。

（便宜の供与）

第 6 条 甲は、乙が本協定による業務を行うためにアマチュア無線局を災害対策本部内に開設する場合には、施設の提供その他必要な措置を講じる。

（危害の防止）

第 7 条 各会員は、本協定に基づき情報の収集・伝達に従事する間の危害防止について、自ら必要な処置を講じる。

(補償)

第8条 乙の会員が、第3条の規定に基づき行う活動に従事したことにより死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、あるいは障害の状態になった場合、甲は生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月23日条例第25号）に基づき、その損害を補償する。

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、本協定による業務を行う会員について名簿を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の名簿の内容に変更があったときは、随時提出する。

(情報の収集・伝達の共同訓練の実施)

第10条 甲と乙は、災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、連携訓練を毎年1回以上を基準に行うものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して決定するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、本協定を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはいけない。

2 前項の義務は本協定が解除、又は終了した後も有効である。

附則

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示が無いときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
2. この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

令和3年3月25日

甲 奈良県生駒市東新町8-38

生駒市

市長

小柴 雅史

乙 奈良県生駒市北田原町2453-2

生駒市アマチュア無線非常通信協力会

会長

杉江 久男